

お知らせ

1

後期高齢者医療制度

病院などの窓口で支払う 一部負担金の割合について

後期高齢者医療制度の被保険者証の自己負担割合は、毎年8月1日に、前年の町民税の課税所得を基礎として、判定を行います。

自己負担割合は「1割」、「2割」または「3割」です。なお、自己負担が「3割」に該当する人でも、一定の基準を満たす人は「基準収入額の適用」により、自己負担割合が「1割」または「2割」となります。「基準収入額の適用」については、申請が必要となります。

くわしくは海田町ホームページを確認してください。

お知らせ

2

後期高齢者医療制度

外来および入院時の一部負担金・食事代の 標準負担額の減額認定の申請について

後期高齢者医療制度に加入する町民税非課税世帯の人は、病院などの窓口で「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(緑色)を提示することにより、1病院ごとの同じ月内の窓口負担が軽くなり、入院時の食事代なども減額されます。

また、課税所得が145万円以上690万円未満の人およびその同一世帯の人は、病院などの窓口で「後期高齢者医療限度額適用認定証」(灰色)を提示することにより、1病院ごとの同じ月内の窓口負担を一定額までに抑えることができます。

持っていない人は、申請することができますので、くわしくは長寿保険課へお問い合わせください。

※これまでに後期高齢者医療制度において減額認定の申請をしたことがある人は、申請の必要はありません。新しい認定証は被保険者証とあわせて送付します。

申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証



お知らせ

3

後期高齢者医療制度

新しい被保険者証を郵送します

新しい後期高齢者医療被保険者証(薄紫色)を7月下旬に郵送します。現在持っている被保険者証(薄橙色)の有効期限は、7月31日(月)です。8月1日(火)以降に病院に行く時には、新しい被保険者証を提示してください。

古い被保険者証は自分で廃棄するか、長寿保険課に返却してください。

8月に入っても被保険者証が届かない場合は、長寿保険課へお問い合わせください。



お知らせ

4

介護保険施設などの 食費・居住費の軽減申請について

介護保険で施設入所または短期入所を利用している、町民税非課税世帯で一定の要件を満たす人は、施設に「介護保険負担限度額認定証」(桃色)を提示することにより、食費と居住費が軽減されます。

現在、軽減を受けている人は、長寿保険課から郵送される更新申請のお知らせを確認してください。今後、軽減を受けることを検討している人は、長寿保険課へお問い合わせください。



お知らせ

5

介護保険負担割合証を送付します

新しい介護保険負担割合証を7月下旬に郵送します。現在、持っている負担割合証の有効期限は、7月31日(月)となっています。8月1日(火)以降に介護(予防)サービスを利用する場合には、新しい負担割合証を提示してください。

古い負担割合証は自分で廃棄するか、長寿保険課に返却してください。

くわしくは長寿保険課へお問い合わせください。